

藤沢市介護保険条例の一部改正について  
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号ア中「以下「合計所得金額」という」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「段階判定所得金額」という」に改め、同項第7号ア、同項第8号ア、同項第9号ア、同項第10号ア及び同項第11号ア中「合計所得金額」を「段階判定所得金額」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、平成30年度から平成32年度までにおける保険料を

規定し，及び介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴う所要の改正をする必要による。